

議案第29号

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約（平成23年4月1日事務委託規約第1号）を別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同条第3項により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、「相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約」の一部を変更することについて協議することについて、「地方自治法」第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約（案）

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約（平成23年4月1日事務委託規約第1号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

相楽広域行政組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約

第1条中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に、「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約 新旧対照表

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|--|---|
| <p data-bbox="209 488 786 663"><u>相楽広域行政組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約</u></p> <p data-bbox="252 725 472 757">(委託事務の範囲)</p> <p data-bbox="209 775 786 1285">第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、<u>相楽広域行政組合</u>（以下「組合」という。）は、<u>相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第1項第1号</u>に規定するし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収及びこの規約の締結前に組合が売捌いたし尿くみ取り券の返還に関する事務を、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村（以下「組合を組織する地方公共団体」という。）それぞれに委託する。</p> <p data-bbox="209 1303 501 1335">第2条～第4条 （略）</p> | <p data-bbox="815 488 1393 663"><u>相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約</u></p> <p data-bbox="858 725 1078 757">(委託事務の範囲)</p> <p data-bbox="815 775 1393 1285">第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、<u>相楽郡広域事務組合</u>（以下「組合」という。）は、<u>相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第1項第1号</u>に規定するし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収及びこの規約の締結前に組合が売捌いたし尿くみ取り券の返還に関する事務を、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村（以下「組合を組織する地方公共団体」という。）それぞれに委託する。</p> <p data-bbox="815 1303 1107 1335">第2条～第4条 （略）</p> |